



だれが	いつ	どのように (どうする)
現場対応、事故通報		
受注者等	ア	発生 (発見) 後直ちに 事故の大小に関わらず、事故発生後、現場で「人命救助」「復旧 (現場保存)」「警戒 (二次災害防止)」等を指示し、直ちに工事等担当課へ電話等で連絡する。 ※事故の大小で報告の必要性を判断しないこと。
	緊急を要する場合	
	①	119番、110番に通報し出動を要請
	②	会社に連絡 (応援要請等)
	③	労働基準監督署へ連絡 (休日、夜間等でも連絡すること。)
	④	工事担当課へ連絡 (休日、夜間等でも連絡すること。)
	イ	アの措置後直ちに 事故の発生状況、程度等を把握し、関係者からの事情聴取を行い、各関係機関に通報する。
	ウ	先方の指示により 警察、労基署等及び関係先の現場調査、事情聴取に対応する。
文書報告 (速報)		
受注者等	エ	イの措置後速やかに 工事等担当課へ事故速報 (様式1) により報告する。 (必要に応じ第2、3報をする。)
工事等担当課	オ	エを受け速やかに 内容を確認し、受注者へ指示をする。
		担当部長へ事故速報 (様式1) の写しを送付する。
		契約検査課へ事故速報 (様式1) の写しを送付する。
		第一報から判断し、市長、副市長、秘書広報課へ報告する。
文書報告 (最終)		
受注者等	カ	ウが終わり次第速やかに 工事担当課へ事故報告 (様式2) により最終報告する。
工事等担当課	キ	カを受け速やかに 契約検査課へ事故報告 (様式2) の写しを送付する。
		事故報告を担当部長へ最終報告する。 事故報告について市長、副市長へ報告した場合、最終報告をする。